

医療費控除は

領収書では医療費控除は
受けられません！

“医療費控除の明細書”の添付が必要です

確定申告で医療費控除を受けられる場合は、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書”の添付が必要です。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■ ■ 病院	診療	6,000円 ①
5/28	■ ■ 病院	診療	3,400円 ①
	▲ ▲ 薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】								
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。								
住 所	氏 名							
1 医療費通知に記載された事項								
医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～④を記入します。 ※医療費通知等が発行する医療費の額等を記載する書面で、次の項目が記載されたものをいいます。 (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」) ①前年度医療費の合計、②医療費を受けた年月、③医療費を受けた者、 ④医療費を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤医療費額等が 記載された医療費通知、⑥医療費通知の名称								
① 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	円	② ①のうちその年中に集約に支払った医療費の額	円	③ ①のうち生計同一の家族(健康保険組合等)などで控除される金額	円			
2 医療費(上記1以外)の明細 「領収書」1枚ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。								
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) ①のうち生計同一の家族(健康保険組合等)などで控除される金額				
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円				
2 医療費(上記1以外)の明細								
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額					
① 国税 太郎	■ ■ 病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円					
② 同上	▲ ▲ 薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円					
③ 国税 花子	〇〇診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円					

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

確定申告



<https://www.keisan.nta.go.jp>



税務署

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	㊦ 円	㊧ 円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険や社会 保険（高額療養費など） などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
2 の 合 計			㊦	㊧

医 療 費 の 合 計	A	(㉔+㉕) 円	B	(㉔+㉕) 円
-------------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円	A	申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記します。
保険金などで補てんされる金額			B	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)		C	
所得金額の合計額			D	
D × 0.05	(赤字のときは0円)		E	
Eと10万円のいずれか少ない方の金額			F	
医療費控除額 (G - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)		G	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。